

令和6年度 新保小学校いじめ防止基本方針

—令和5年8月「富山市いじめ防止基本方針」が
改定されたことを受け、同年9月11日に改定—

富山市立新保小学校（30）

目 次

1 新保小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
2 本校のいじめの実態と課題について	
(1) 本校の実態	1
(2) 本校の課題	2
3 いじめ問題への対応について	
(1) いじめの防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	3
(3) いじめが起きた時の対応	3
4 重大事態への対処について	9
(1) 重大事態とは	9
(2) 重大事態の対応についての留意事項	9

◇ 新保小学校いじめ防止基本方針

1 新保小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立新保小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「新保小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校の実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・令和5年度は、同級生に対して相手が嫌だと感じる言葉を言う、相手を意識的に避けるいじめ行為がありました。いじめを行った児童には指導をし、保護者にも伝え、解決を目指して継続的に対応しています。
- ・令和元年度からの年5年間で、仲間外れや不適切な言動（悪口、陰口、からかい、からかい等）、けんか等のいじめ行為は、累計21件となりました。その内「いじめの解消」（いじめに係る行為が3か月以上止んでいること・被害児童が心身の苦痛を感じてないこと）に至っていない事案が2件あります。本校ではこのことを重く受け止め、いじめの防止、人権意識の育成と指導の継続、信頼関係の構築に努めています。また、その他の案件についても注意深く継続的に見守っています。

(2) 本校の課題

- ・学級内における人間関係や児童一人一人の様子や行動の把握をしっかりと行い、教師間で情報交換をするよう努めることにより、問題を早期発見する必要があります。
- ・中高学年の子供たちからSNS等によるトラブルが増加しており、ネットモラルに関する指導を低学年の内からしっかりと行う必要があります。
- ・教育相談期間等に寄せられる子供の相談の多くが、冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いため、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。また、人権週間等、人権について考える学習や活動に取り組むことで、子供の社会性や言語能力を育て、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進することで、子供の人権意識の向上と、自己指導能力を育てるよう努めます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、いじめにつながりやすい感情を押さえられるよう、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を高めます。
- ・いじめを受けている児童生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、授業中や休み時間の様子、日記等でのやりとりなどから、子供の言動や表情を細かく観察したり、定期的な教育相談に係るアンケート調査等を実施したりすることで、いじめの早期発見に努めます。
- ・教職員は、子供や保護者が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくり、関係づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・学校の教職員全体で情報を共有し、教職員が一丸となり、必要に応じて、チーム会議を開くなどしていじめ解消に向け迅速に取り組みます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを受けた子供にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている子供を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、登下校の見守り等を行い、安全を確保します。
- ・いじめを受けた子供と、いじめを行ったとされる子供それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、直ちに校内の「校内いじめ防止委員会（４P表１）」で情報を共有し、組織的に対応します。

※参照①【図１ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図２ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・学校は、法第２３条第２項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- ・いじめを受けた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめを行った子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。

- ・いじめを行った子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - イ いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - ウ いじめの背景にも目を向け、いじめを行った子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

インターネット上でのいじめに対する対処

- ・子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。

なお、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・子供に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。
- ・いじめが一旦止んでいると思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【表1 校内いじめ防止委員会】

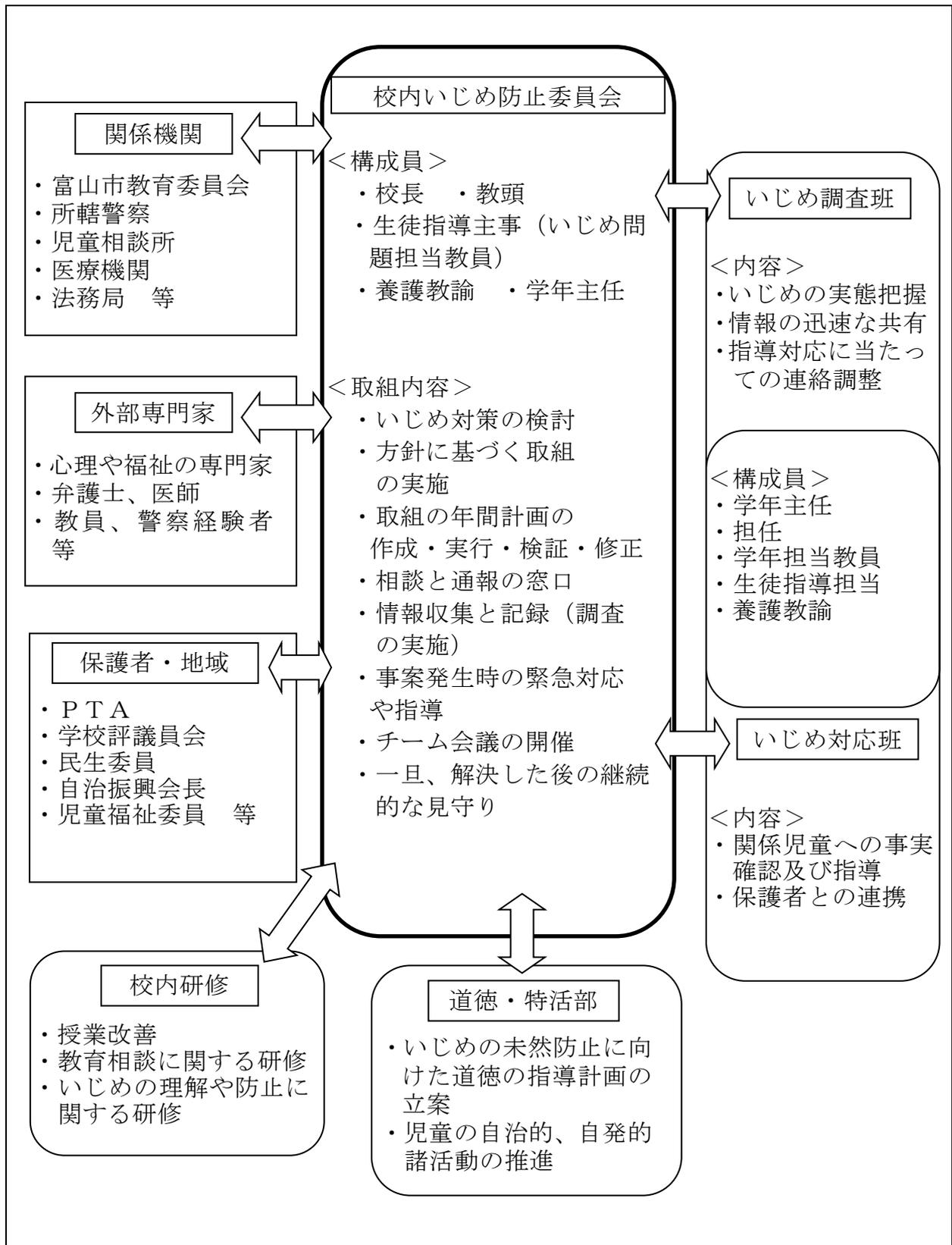
役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総 括		
教頭	外部との連絡調整		
教務主任	校内研修 校内の連絡調整	調査・対応	
生徒指導主事	調査班	調査・対応	
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	
担任等関係教員	調査班	対応班	

校内いじめ防止委員会は

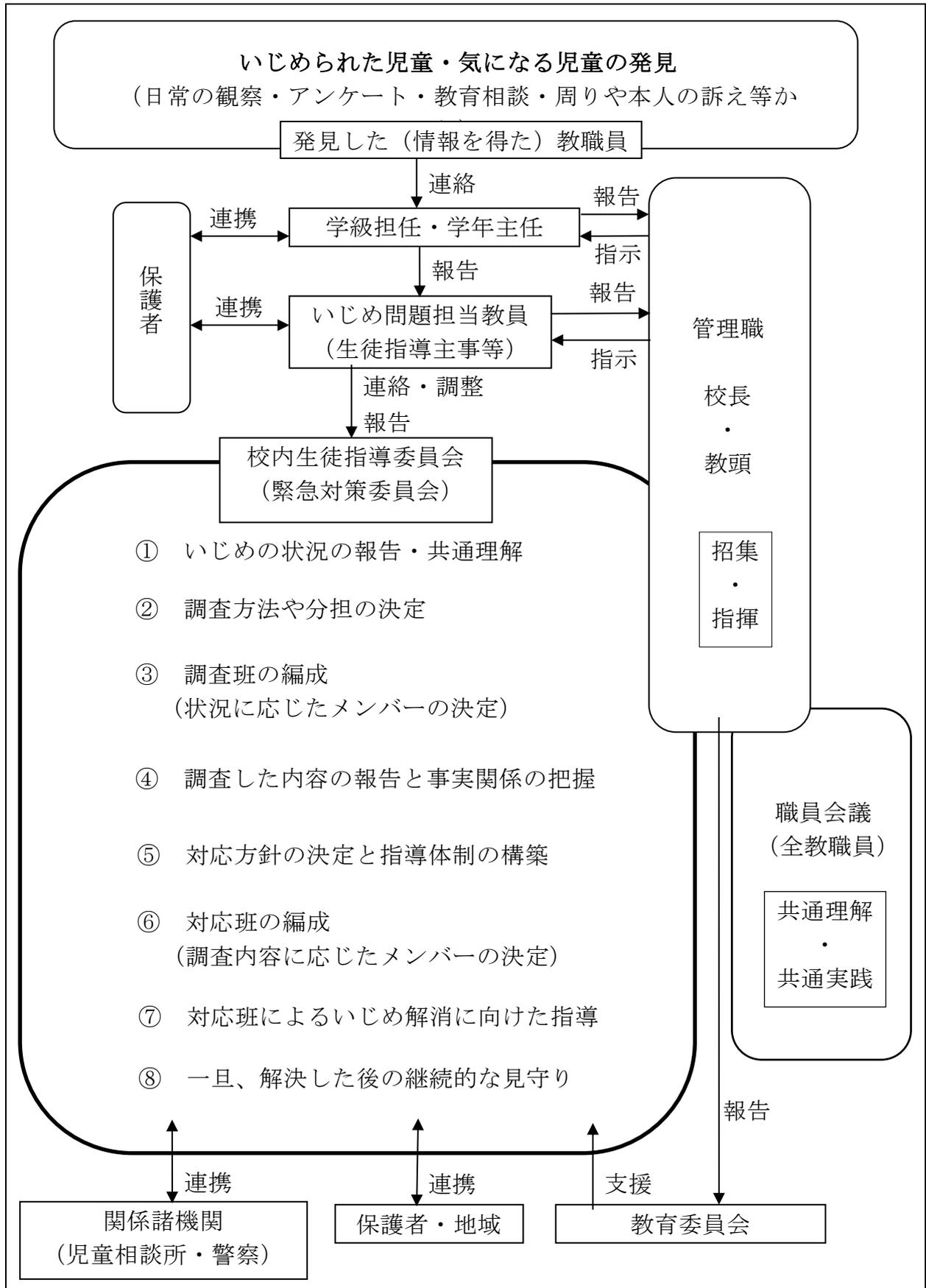
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進めます。
- ・ いじめの相談・通報の窓口として、相談の機会を積極的に紹介したり、自分で抱え込むことなく、相談することの大切さを伝えたりします。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ・ いじめに係る情報があった時に、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有と関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- ・ いじめの被害者に対する支援、加害者に対する指導の体制と対応方針の決定、保護者との連携等を組織的に実施するための中核としての役割を果たします。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施します。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<p>校内生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>PTA 総会及び学級懇談会での保護者啓発</p>	<p>教育相談アンケート 生活アンケート</p>	<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>	<p>← 事案発生時、緊急校内生徒指導委員会の実施 →</p>		
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査</p>	<p>①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習) (新保っ子タイム、縦割り活動 等)</p>			<p>児童会による未然防止に向けた自治活動</p>		
早期発見への取組		<p>教育相談アンケート 生活アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者生活アンケート</p>			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>校内生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p>		<p>← 事案発生時、緊急校内生徒指導委員会の実施 →</p>		<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>		<p>校内生徒指導委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し など</p>
未然防止への取組	<p>②学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・学習発表会等) (新保っ子タイム・縦割り活動 等)</p>			<p>児童会による「人権週間」への取組</p>	<p>③学級・学年づくり 人間関係づくり (新保っ子タイム、縦割り活動等)</p>		
早期発見への取組		<p>教育相談アンケート 生活アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者生活アンケート</p>		<p>教育相談アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と調査

<いじめ防止対策推進法>

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

- 第2号の例示
- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」
(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告(法第30条第1項)

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織については、市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たっては、学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。

※ここに記載のない重大事態の調査、調査結果の提供や報告、その他の事項については「富山市いじめ防止基本方針」に則り、対応を行います。